

令和 4 年 第 2 回 定 例 会  
陳 情 文 書 表

自 陳情第 4 号  
至 陳情第 7 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
4	道路課とオンブズパーソンの対応についての陳情						1
5	発達障害児の教育機会の充実を求める陳情						2
6	学校・保育所等における健全な教育・保育活動についての陳情						4
7	府中市内の学校・保育所等におけるマスク着用についての陳情						6

陳 情 番 号	4	受理年月日	令和4年4月8日
陳情人住所氏名	府中市栄町2 - 27 - 4 高橋秀夫		
件 名	道路課とオンブズパーソンの対応についての陳情		
<p>場所...京王線中河原駅から西へ300メートルくらい、道路の左側（歩道）</p> <p>昨年5月、私は上記歩道を歩行中、突起物（標識10センチメートル四方、高さ3センチメートルくらい）でつまずき、転倒して、顔面と右手に、全治10日間の負傷をし、眼鏡も破損しました。2日後、府中市道路課に上記の件を報告して、10月に不誠実な回答がありました。</p> <p>納得がいかなかったので府中市オンブズパーソンに依頼しましたが同じ結果でした。</p> <p>府中市道路課が歩道を整備したときに突起物を放置したことに原因があるのかかわらず、何の反省も陳謝もなく怒り心頭です。</p> <p>つきましては、市議会で道路課とオンブズパーソンに指導していただきたく、安全で住みよいまちづくりに御尽力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>地方自治法244条の2 公の施設（市道）の設置・管理にかし（瑕疵）＝キズ（傷）何が「かし」というと一見に歩道に見えるのに歩くべきでないというならそうと分かるように表示すべきところ、その表示をしていなかった。</p> <p>&lt;市に対しては&gt; 国家賠償法2条により損害賠償</p> <p>&lt;京王電鉄に対しては&gt; 民法709条、717条</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	5	受理年月日	令和4年6月1日
陳情人住所氏名	府中市押立町4 - 17 - 29 ねくすとぐろーあっぷ 代表 星 真 弓		
件 名	発達障害児の教育機会の充実を求める陳情		

〔陳情趣旨〕

府中市はSDGsを柔軟に取り入れ、「全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安心・安全に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育む」ことを目指す姿としています。

また、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、自閉症・情緒障害支援学級（固定学級）の計画的な設置を推進し、通常の学級、特別支援教室、通級指導教室、固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を整備すると言われています。

インクルーシブ教育システムとして、障害のある子供とない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、聴覚過敏や、様々な特性の性質上、大人数の学級では学習や生活上の困難の改善が難しい児童・生徒において、その子に応じた学びの環境は必要です。

登校できている知的障害のない子供の中にも、やむを得ず知的障害支援学級や通常学級に在籍し、学びのニーズに合わない例があります。発達障害のある子供のうち、知的障害のない子供の特性に応じた個々の学びの充実について、多摩地域26市でもニーズに応じて自閉症・情緒障害支援学級（固定学級）の設置数は増えてきました。

通常学級の中には特別支援教室への通室に不安を感じる保護者や、特別支援教室に通室している児童・生徒を持つ保護者の中には情緒障害支援学級について設置を希望する方が複数います。特別支援教室の課題とアセスメント、退室に関する保護者からの聞き取りを含めた実態調査をお願いします。

そして、府中市内には、約300人以上の不登校児がいますが、これら不登校児の学びの機会は適切に確保されているとは言い切れず、理由も多様化しています。発達障害の二次障害として不登校が原因となるケースもあります。学校の設備や環境等が整備されれば通学できる子供も多くいると考えられます。

そこで以下について要望をいたします。

〔陳情事項〕

- 1 特別支援教室の利用に関する実態調査と調査結果の公開を求めます。
- 2 府中市内の不登校児について、不登校の原因及び発達障害（傾向含む）の有無や関連性について、実態調査を行い、調査結果の公開を求めます。
- 3 把握した調査内容に基づき、子供の個性に応じた支援充実と発達障害児の学びの機会を保障すること。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	6	受理年月日	令和4年6月3日
陳情人住所氏名	府中市本宿町4 - 10 - 1 梅 津 桂 子 外31人		
件 名	学校・保育所等における健全な教育・保育活動についての陳情		
<p>1 趣旨</p> <p>いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから2年以上が経過し、学校・保育所・幼稚園・学童クラブ・放課後子ども教室（以下、学校・保育所等）に通う園児・児童・生徒においては学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策として取られてきた対策が、むしろ健康や発育、発達に悪影響を与えているとも言われています。令和4年6月1日、政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長ら15人の連名による専門家組織は、マスク着用等の過度な感染症対策や学校生活の制限を子供に強いることで、遊びと学びの機会を奪うことがないように求める提言をまとめ、同日厚生労働省に助言する組織「アドバイザリーボード」の会合に提出しました。その中で、過度な感染症対策による学習能力の低下が社会的な損失につながるおそれも指摘し「失われた時間や経験は後から取り返すことはできない」と強調しております。</p> <p>また、府中市教育委員会のホームページ上において、5月27日付で、「学校生活における児童・生徒等のマスクの着用の考え方について」の通知が保護者宛てに公開されました。その通知の中で「病気や障害等、様々な事情からマスクを着用したくてもできない人がいること。そのため、マスクを外していることをもって、偏見や差別につながるような行為は許されるものではないこと。」と言及されております。しかしながら実際の学校・保育所等の現場においては、マスクを着用しているクラスメート等からのマスク着用を促す言動等により、その同調圧力に苦しんでいる園児・児童・生徒がいることが現実です。また、上記通知を受けて各保護者宛てに速やかに周知し全校生徒にその旨の指導をした学校もある一方、周知すらしていない学校もあります。以上の理由により、下記について陳情いたします。</p> <p>2 要望事項</p> <p>今後、上記教育委員会通知内容が現場の学校・保育所等においても実践されるために、府中市は学校・保育所等への指導を通して、児童・生徒・保護者へその旨を周知徹底してください。</p> <p>上記通知について、市の広報誌等に掲載するなど近隣住民や市全体への理解を求めるための働きかけを行ってください。</p>			

府中市立学校感染症予防の手引き【新型コロナウイルス感染症】  
(令和3年9月13日時点)の14ページに記載されている「3 学校  
給食」の「児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、飲食中は  
会話を控えるよう徹底する。」という部分について、「大声での会話  
を控える」という文部科学省の衛生管理マニュアルに準じた見直し  
を検討してください。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	7	受理年月日	令和4年6月3日
陳情人住所氏名	府中市寿町2 - 4 - 9 山 辺 篤 史 外28人		
件 名	府中市内の学校・保育所等におけるマスク着用についての陳情		
<p>1 趣旨</p> <p>政府・内閣官房の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年5月23日変更）」の21ページに次の記載がある。</p> <p>「児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。」</p> <p>この「実質的に」強制してはならない、という点は全ての国民に対して適用すべき大原則であることは言うまでもない。</p> <p>この陳情は、政府方針である「実質的強制の禁止」の認識を、学校・保育所・幼稚園・学童クラブ・放課後子ども教室（以下、学校・保育所等）に周知し、それを単なるスローガンに終わらせないための具体策を提示し要望するものである。</p> <p>まずは、具体策提示の前にその前提条件であるマスク着用に関する事実関係を列記する。</p> <p>マスク着用は実質的強制力を伴うものであってはならない、という事実。</p> <p>「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、文科省マニュアル）」、及び「府中市立学校感染症予防の手引き【新型コロナウイルス感染症】」（以下、府中市マニュアル）双方において、マスク着用は絶対的条件ではない位置づけである、という事実。</p> <p>文科省・府中市マニュアル双方において、身体的距離の定義として「できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける」との記載があり、かつ「十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない」との記載がある事実。</p> <p>文科省マニュアルにおいて、感染症対策は現場の実情に応じて学校側が柔軟に対応するようにお願いしている、という事実。</p> <p>文科省マニュアルにおいて「自身の判断でも適切に対応できるように指導します」との記載があり、府中市マニュアルにおいても「着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う」との記載がある事実。</p>			

府中市教育委員会が保護者との面談の中で「府中市は常時マスク着用を求めているわけではない」と質疑回答した、という事実。

府中市教育委員会が保護者との面談の中で「学校側がマスク着用を促しかつ熱中症対策を怠った結果熱中症事故が起きた場合、学校側の安全配慮義務違反を問われる可能性がある」と質疑回答した、という事実。

府中市教育委員会が保護者との面談の中で「学校側が、マスク着用・非着用の判断を各保護者に委ねる判断をしたとしても、それは学校の裁量権の範囲内である。」と質疑回答した、という事実。

上記8点の事実を踏まえ下記の要望を陳情する。

## 2 要望事項

- A マスク着用は強制ではなく自己の判断を尊重すべき旨を学校・保育所等・保護者に周知徹底し児童・生徒への指導も継続的に行うこと。
- B マスク着用を促す指導のみでは「実質的強制」に当たる可能性があるため、科学的見地に基づいたマスク着用の効果・リスク双方の情報収集に努め、その精査した情報を保護者・児童・生徒に周知・指導し、主体的な決断を促すための判断材料を提供すること。
- C マスク着用を促す指導をしていながら熱中症対策を怠っていたと認定された場合、安全配慮義務違反を問われる可能性がある旨を、学校・保育所等に周知し、慎重な指導を行うように周知徹底すること。
- D 文科省・府中市マニュアル双方において、できるだけ2メートル（最低1メートル）距離を確保できていればマスクをする必要がなく、なおかつ文科省マニュアルにおいては、1メートルの距離を確保できなかったとしても、現場の実情に応じた柔軟な対応を求めている旨を学校・保育所等にも周知徹底すること。

付託する委員会